

## 横浜家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成24年11月28日(水)午後1時30分～午後3時30分

### 第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

### 第3 出席者

(委員)五十音順,敬称略

浅海典子,延命政之,小野明男,亀井観一郎,酒井徹,水地啓子,瀬古宜春,高橋隆男,中田和之,西村則夫,松野勉,三村圭美,森高重久

(事務担当者)

首席家庭裁判所調査官,家事首席書記官,少年首席書記官,事務局長,総務課長,総務課課長補佐

(オブザーバー)

本田正男弁護士,家事次席家庭裁判所調査官,家事次席書記官

### 第4 テーマ

- 1 少年事件における教育的措置(前々回テーマについての追加報告)
- 2 家庭裁判所における面会交流

### 第5 議事(以下,委員,裁判所委員,オブザーバー及び事務担当者)

#### 1 委員長選任

委員の互選により西村則夫委員を委員長に選任

#### 2 テーマ1

首席家庭裁判所調査官から次のとおり報告

前回の家庭裁判所委員会でいただいた御意見に対し,少年部で検討している内容を報告させていただきたい。

いただいた御意見は,少年事件における教育的措置の一つである社会奉仕活動の一環として,プロサッカーチームの活動を活用してはどうかというものであった。その後,横浜弁護士会所属の弁護士の御協力を得て,当庁職員がサッカーチームと接触し,そのチームで行われている奉仕活動の視察等を行った。サッカーチームの意向も踏まえ,試合当日の裏方等を行う奉仕活動に少年たちを参加させる方向で検討している。

そのほかにも,非行を犯した少年の親が作っている団体や,少年院退院者が作っている団体を活用した教育的措置も検討している。

#### 3 テーマ2

- (1) 裁判所委員から,別紙1のとおり面会交流の定義や議題に取り上げた趣旨等を説明

- (2) 最高裁判所作成のDVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならぬこと」を上映
- (3) 家事次席家庭裁判所調査官から、裁判所における面会交流に関する手続、事件動向、家庭裁判所の取組等について、別紙2のとおり説明
- (4) 面会交流事件の特徴や調停運営における工夫等について、家事調停委員でもある委員から、次のとおり紹介があった。

面会交流事件の一つの大きな特徴は、以下に述べるように、家庭裁判所の後見的な役割が非常に強く期待されることである。

面会交流事件においては、実際に子どもが置かれている状況をきちんと把握する必要がある。しかし、通常、調停には子どもは出席しないので、調停委員会がそれを把握するためには、子どもの調査等の家庭裁判所調査官の関与が必要になってくる。

また、家庭裁判所における手続の後、面会交流を継続して行ってもらうことが一番大事であるが、そのためには審判で裁判所が決定を行うよりも、調停において両親が納得して結論を出してもらうことが一番良い。したがって、調停委員会は、両親の納得が得られる結論に向けて働きかけていく必要がある。

さらに、両親には、面会交流は、親の権利であるというよりも子どものためのものだという理解をってもらう必要があるが、そのため、調停においては、裁判所が作成したリーフレットやDVDを用いたり、家庭裁判所調査官から説明や働きかけを行ったりするなどの工夫をしている。

- (5) 面会交流事件に代理人として関わる際の工夫等について、弁護士である委員及びオブザーバーから、次のとおり紹介があった。

弁護士としては、監護親（子どもを監護している親）の代理人になる場合と非監護親（子どもを監護していない親）の代理人になる場合があるが、非監護親側からは子どもの状況が見えにくいいため、子どもに会わせるべきだという主張になりがちであり、一方、監護親側からは子どもの現状からは無理だという主張になって、せめぎ合いが起きる。そこで、家庭裁判所調査官の調査により子どもの状況や意向を確認し、その調査結果に基づいて、代理人も子どもを中心とした考え方に立って動くべきだと感じている。

以前に比べると、面会交流が早く実現するようになっている。しかし、やや早期実現の方に振り子が振れ過ぎていて、「当然会わせましょう」というところからスタートし、実現を急ぐことが皆の心理に負担をかけているように感じるケースもある。

裁判所における面会交流の試行が1回はうまくいったとしても、その後ずっと家庭裁判所調査官に立ち会ってもらうわけにはいかない。双方が安心や納得をして、面会交流がうまくいくようになるためには、一定の期間をかける必要があるということは、経験上多く感じるところであり、長いケースでは2年間くらい、代理人が

毎回の面会交流に立ち会ったり、子どもの受渡しを援助したりしたことがある。

レジュメ（別紙３）に記載した内容を踏まえ、面会交流について、３点申し上げたい。

１点目は、面会交流は、親の権利というよりも、子どもが立派な大人になるためのステップであり、司法としても子どもの権利の視点から考えていくべきであるということである。

２点目は、面会交流は、法律で強制したとしても、無理矢理では長続きせず、子どものためにもならないということである。周りの人たちは、もっと根本的なサポートを行うことが必要である。

３点目は、面会交流に関しては、丁寧にやっていくこと、時間をかけることが本当に大切だということである。例えば、今は、非監護親に会いたくないと思っている子どもでも、１６歳くらいになったときに、自分のルーツを探したくなって、ふと非監護親に会ってみようという気持ちになるときもある。今、子どもに会いたいと言っている非監護親に１０年も待つように言うのはなかなか難しいが、少なくとも子どもの意向確認等を非常に丁寧にやっていかなければならないと思う。家事事件手続法のもとでは、子どもの手続代理人という制度もできたので、司法においても子どもに寄り添う人間を作っていただくなどして、丁寧に進めていただくことをお願いしたい。

#### (6) 意見交換

幼児教育の現場からは、今の世の中での傾向として、父親の育児への参加意識がとも高まっている一方で、親の離婚率が高かったり、両親が子どもに高学歴を身につけさせようとしたり、親が孤立して育児ノイローゼを招いたりなどの様々な問題が見える。

子どもの権利条約にもあるように、やはり子どもの気持ちや自発性が大事であり、周囲の大人が、子どもが持つ自分で育っていく力にきちんと寄り添うことが必要である。面会交流についても、親の権利であるとしてごり押ししていくことは、子どもの心情に反する結果になる可能性があると思う。

面会交流は、男女間における子育ての在り方、シングルマザーの問題、子どもの貧困、子どもの教育格差など、色々な問題に結びついていく重要な問題であると感じた。

昔は、面会交流を求める事件というのはほとんどなかったが、今は、父親が育児に非常に関与しているケースも多く、離婚によって子どもと会えなくなる切なさがよく理解できる事件も多々あるように思う。

行政の取組を紹介すると、平成２４年４月施行の民法改正を受け、国の補助事業のメニューの一つとして、継続的な面会交流の支援を行う事業が設けられている。現在、東京都ではこれを実施しており、その内容は、支援員を配置し、面会交流の日程調整や交流場所のあっせん、面会交流についての助言等を行うというものである。支援は、月に１回までを原則とし、最長が１年間となっている。この事業を利用するには、面会交流の合意が両親間でなされていることが必要であり、また、所

得制限がある。

神奈川県では、この事業はまだ実施していないが、養育費相談の中で相談員が面会交流についても案内することがある。また、法務省や厚生労働省から配布されたパンフレットを、各市町村の窓口に置いている。

面会交流については、子どもの利益を最優先することが大切であると考えている。先ほど視聴したDVDでも、視聴した親に対して、DVDに登場した子どもの気持ちをどう捉えるかということを感じて聞くと良いのではないかなと思う。

離婚については、学校は、家族の問題であるので介入できないというスタンスをとっていた面があったが、これだけ離婚が増加し、それにより傷つく子どもがいる以上、もう少し学校や教育現場が子どもや家庭を支える必要があるのかもしれないと感じた。

また、先ほど、離婚家庭の子どもの貧困の問題が指摘されていたが、社会の仕組みの中で、そのような問題を改善していく必要があると感じた。

近年、家庭や子どもや高齢者の問題が右肩上がりに増加していることを考えると、面会交流の問題に取り組むNPOの団体があるのであれば、裁判所がそのような団体と連携や分担を行うことはできないのか。

面会交流の支援等を行う団体としては、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）というところがあり、近々横浜にもその支部ができると聞いている。ただし、裁判所が特定の団体と連携することはできない。当事者の方から、このような団体の利用をしたいという話があれば、調停の中などでその利用について検討していくことはあると思う。

第6 次回テーマについて  
少年事件手続における被害者配慮制度

第7 次回期日について  
平成25年6月3日（月）午後1時30分より  
横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

(別紙 1)

## 1 面会交流の定義

面会交流とは、夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが定期的、継続的に交流を保つことを言います。かつては「面会交流」ではなく、「面接交渉」という言い方をしていましたが、子どもの立場や権利に配慮したより分かりやすい表現を用いようということから、「面会交流」という表現に改められました。

## 2 家庭裁判所委員会の議題に取り上げた趣旨

### (1) 面会交流の実情

面会交流がどの程度行われているのかといったことについての国民レベルでの統計はなく、その実態は、はっきりとは分かりません。また、家庭裁判所の調停や裁判などの手続を利用した離婚というのは、実はそれほど多くはありません。平成20年度の厚労省統計の「離婚方法の構成比」によると、離婚した夫婦の88%が、「協議離婚」により、裁判所の手続を経ることなく離婚しているので、協議離婚した夫婦が面会交流に関してどのような協議をしたのかを把握する方法はありません。面会交流以外の事件で家庭裁判所に係属した当事者や、世間の様子を断片的に見聞きする限りでは、円滑に面会交流をしている親子は数多くおられるのではないかという印象もありますが、はっきりしたことは分かりません。

一方では、家庭裁判所の手続を経て離婚する夫婦の中には、面会交流に関して紛争があるケースがある程度含まれており、協議離婚後や離婚に至る前の別居段階で面会交流について紛争が生じ、家庭裁判所の手続を利用される方もありますので、これらのことから、面会交流が円滑に行われていない親子も少なからずおられるということがうかがわれます。

### (2) 議題に取り上げた趣旨

家庭裁判所は、面会交流に関する事件の手続において、家庭裁判所調査官の関与等を行い、何が子どもの利益となるかを考えながら手続を進めており、面会交流を行うに当たって父母が注意しなければならない事項があれば、これについて裁判所が助言するなど、親子が継続的かつ円滑に面会交流ができるように努力しているところです。

しかし、(1)で述べたように、家庭裁判所では、社会全体における面会交流の実情が分かりにくいところがあるので、委員の皆様方のご経験を踏まえ、家庭裁判所における面会交流に関わる事件の運用についてどのようなことが望まれるのかご協議いただきたく、面会交流を議題に取り上げさせていただきます。

(別紙2)

平成24年第2回家庭裁判所委員会

**【テーマ】 家庭裁判所における面会交流**

**【基本説明】**

- 家庭裁判所における面会交流事件の手続
- 面会交流事件の事件動向
- 面会交流事件における家庭裁判所の取組

1

○まず最初に、①家庭裁判所における面会交流事件の手続についてご説明し、次に、②面会交流事件の事件動向についてご紹介し、最後に、③面会交流事件における家庭裁判所の取組についてお話ししたいと思います。

○家庭裁判所における面会交流に関する手続ですが、一つには、「子の監護に関する処分事件(面会交流)」の申立てをするという方法があります。もう一つには、「夫婦関係調整事件」の申立てをし、離婚の話合いの中の一つの条件として、面会交流の在り方を検討するという方法があります。

### 【平成12年5月1日最高裁第一小法廷判決要旨】

婚姻関係が破綻して父母が別居状態にある場合に、子と同居していない親と子の面会交流につき父母の間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、民法766条を類推適用し、家事審判法9条1項乙類4号により、面会交流について相当な処分を命ずることができる。

2

○これは、平成12年5月1日の最高裁第一小法廷の判決要旨です。

この判決が出る以前は、面会交流の申立ては、既に離婚をした夫婦のうち、子を監護していない親からの申立てに限られていましたが、この判決以後は、離婚する前であっても、子と別居している親から、面会交流の申立てができ、これを裁判所の調停又は審判で取り扱うこととされたわけです。この判決は、当時の面会交流に対する社会のニーズを反映したものとなっています。

## 【改正された民法766条】

### (第1項)

父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

### (第2項)

前項の協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

\* 赤字が改正部分

3

○次に、平成24年4月施行の民法の一部改正について、ご説明をします。

○改正された民法766条では、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とされております。

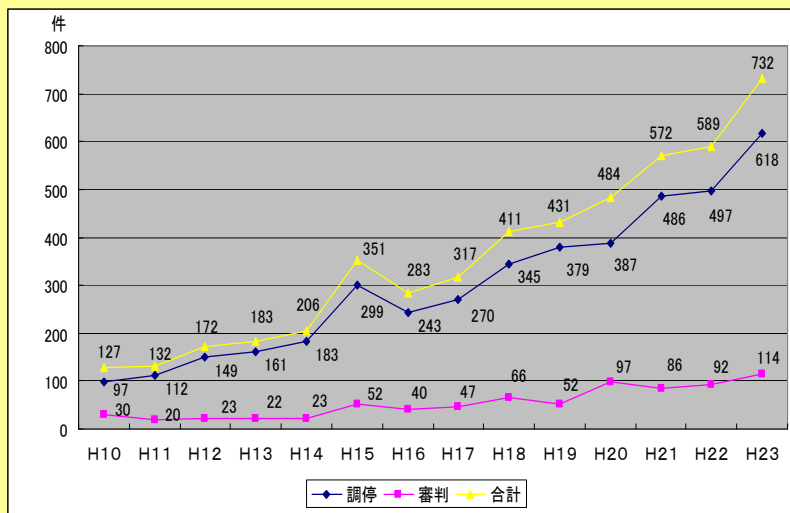
つまり、離婚の際には、面会交流のことで養育費のことをきちんと決めて、子の利益を最優先に考えなければならないと明示されました。そして、夫婦できちんと決められない場合は、家庭裁判所で、「子の監護に関する処分事件」又は「夫婦関係調整事件」として取り扱うこととなります。

○この改正に伴い、離婚届出用紙も改訂され、面会交流と養育費についての記載欄が設けられました。

ただし、戸籍役場では、この欄に記載がなくても、離婚届は受理されます。



### 【面会交流事件の新受件数】(横浜家裁管内・司法統計年報)



4

○次に、面会交流事件の新受件数について、横浜家庭裁判所管内の事件動向を見てみたいと思います。

○このグラフのとおり、申立てとしては、調停事件が多く、調停事件も審判事件も、年々増加の傾向にあります。

○例えば、平成10年の新受件数は、調停と審判の合計で127件でしたが、10年後の平成20年には、合計で484件であり、約3.8倍となっております。さらに、平成23年まで急激に増加し続け、平成23年は合計で732件となっており、平成10年の約5.8倍となっております。

○このような増加の理由としては、例えば、少子化の影響、男女共同参画社会の影響、イクメンなどと呼ばれる父親の意識の変化など様々な要因が考えられるところですが、このあたりのことに関しましては、委員の皆さんから社会の動向等も踏まえて、後ほどお伺いした方がよろしいかと思っております。

## 【面会交流事件における家庭裁判所の取組】

- 面会交流用リーフレット, パンフレット(4種)
- 絵本の活用
- 当事者助言用DVDビデオ  
「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければ  
ならないこと」
- 試行的面会交流の実施

5

○それでは最後に、面会交流事件における家庭裁判所の取組についてご説明したいと思います。

○面会交流の望ましい在り方について一般的な内容を記載した、最高裁判所作成のリーフレットについては、待合室に置いていて、どなたでも持ち帰ることができますし、調停や調査官の調査の場面で、当事者に渡して解説をするのに使うこともあります。

また、平成24年3月に、横浜家庭裁判所が独自に作成したパンフレットが4種類あります。これらは、調停委員と調査官とが、日常の執務を踏まえて、「こんなものがあつたらいいな。」という発想から、意見を出し合って検討し、共同で作成したものです。

○最高裁判所からは、離婚や面会交流に関する絵本が配布され、各家庭裁判所で活用しています。3冊ご紹介します。

1冊目は、「あしたてんきになあれ」という絵本で、裁判官や調査官が中心となって作成し、刊行されました。これは、離婚に至るまでの子どもの心の動きなどを動物のキャラクターを通じて理解を深める内容となっています。2冊目の「ココ、きみのせいじゃない」は、離婚後の面会交流の在り方について、熊の親子のキャラクターを通じて理解を深める内容となっています。3冊目の「パパはジョニーっていうんだ」は、面会交流の大切さについて、父親と男の子の物語を通じて理解を深める内容となっています。

これらの絵本は、調査官がケースに応じて、貸し出すなどして両親や子どもに読んでもらい、両親に離婚後の面会交流についての考えを深めてもらい、子どもにも、両親にとって自分が大切な存在であることを分かってもらえるように活用しています。

○先ほど見ていただいたDVDでは、視聴していただいたドラマ編のほかに、解説編と面会交流編が収録されています。

ドラマ編は、離婚の狭間にある子どもの状況について、物語の中で分かりやすく学んでいただく構成となっていますが、解説編は、離婚の狭間にある子どもの状況のみを取り出したもので、調査官調査での説明に使うことができます。また、面会交流編は、望ましい面会交流の在り方と望ましくない面会交流の在り方を交互に再生できる構成となっていますので、当事者に対して、子の福祉のために、より良い面会交流を理解してもらうためのツールとなっています。

○最後に、試行的面会交流についてですが、これは、当庁の児童室を活用して、調査官が試行的に面会交流を実施するものです。

例えば、長期間、子と会っていなかった親が面会交流の申立てをした場合には、現に子を監護している親も、徐々に子に会う親も、もちろん子も大きな不安を抱えています。このような事案において、調査官が、綿密なスケジュールや約束事を準備して、試行的に面会交流を実施します。そして、その後の調停での話し合いや審判に、試行の結果を反映させることとなります。

児童室の隣には、ワンウェイミラーで仕切られた観察室がありますので、調停を円滑に進めるために、子を監護していない親と子との交流場面を、現に子を監護している親に観察室から見てもらい、安心感を得てもらうといった使い方もしています。

(別紙3)

## よりよい面会交流のあり方について

### — 代理人弁護士立場から

平成24年11月28日

文責： 弁護士 本田 正 男

#### 第1 面会交流事件について思うこと

1. 監護親・非監護親，あるいは，同居親・別居親，いずれの代理人となる場合でも，面会交流事件における紛争の解決ほど困難性を感じる事件類型はない。どれほど経験を重ねたところで，弁護士の限られた経験の中では，ジュディス・ウォラースタイン (Judith S.Wallerstein) のように，25年もの長期間にわたって多数の子らを追跡調査することはないのであるから，果たして自分の行った事件処理が当該の家族に対して最善であったのかさえ判然としないのが常態である。ただ，経験的にはっきりしていることは面会交流は上手いいかないことが非常に多いという事実である。
2. 面会交流が上手く行かない理由背景を分析するためには，当該家族の属人的な事情に加えて，(a)社会的な視点要素の他，(b)法論理的な視点，(c)心理学的ないし幼児精神医学上の視点も不可欠であると考えられるところ，研究者ではない弁護士は，(b)法制度の国際比較などについて安易につまみ食いすることはできないし，(c)医学的にも素人である。
3. しかしながら，反面，①すでに科学的あるいは客観的に立証されているような(社会的な)事実や，②法規範として確立している考え方もあり，少なくとも，それらの成果も踏まえ，結論が導かれるべきと考えられる。  
また，面会交流はそのときどきの状況や訴訟関係者の適正な関与などの外的な要因によっても刻々移り変わりうるものではあることについても，日々経験するところであり，この点で，家族の関係について短期的に即答を求めると自体の問題性も意識されるべきであると感じられる。
4. 附 家事事件を担当する際の弁護士の心構え  
(対象となっている権利の性質が後述のようなものである以上，)権利の獲得に向けた闘争だけでは紛争が解決しないことを念頭におき，いたずらに紛争が拡大しないよう配慮し行動する必要のあることはむしろ自明である筈であるが，われわれが現実に日々経験するところは必ずしもそうではない。

#### 第2 社会的な視点について

1. 夫婦を取り巻く社会状況，特に，離婚原因としての暴力と児童虐待

子育て等のライフスタイルにも及ぶ男女の社会的に強固に固定的な関係や、それと表裏一体をなす男女の経済的な格差、DVに代表される女性に対する暴力や児童虐待の存在は、現代の家庭生活に深刻な影を落としている。また、一方で、非婚少子化や男性の子育て参画意識の向上など複合的で多角的な要因も子に対する執着を促す要因となっている。

2. (離婚後の) 一人親家庭の貧困, 殊に母子家庭の貧困の深刻さ

平成21年の一人親家庭の貧困率は50.8%であり、貧困線は112万円であつて、OECD加盟30か国中最下位の水準である。

年間の離婚数は25万件程度で推移しており、うち6割は有子離婚であるところ、養育費の取り決めがあるのは約4割程度であり、実施されているのは2割程度に過ぎない。

3. 事件数の激増と司法インフラの不十分性

平成元年に34万件であつた家事事件は、平成20年には73万件に達している。面会交流に関する審判事件は、平成10年には全国で293件であつたが、平成21年には1,048件と3倍以上に増加している。面会交流の調停事件も、平成10年の1,696件から増加の一途を辿り、平成21年には6,924件と4倍以上の伸びとなっている。

4. 面会交流支援機関の不整備

### 第3 法論理的な視点

1. 子の主体性の確保, 子の福祉のための子の権利としての面会交流

2. 面会交流(権)の法的構成について

1) 婚姻期間中の別居親との面会の場合

2) 離婚後の非監護親との面会の場合

3. 親権の義務性に関する通説的理解(の確認)

子をつくった父母は、子が成人に達するまで援助を与える責任や義務があり、これを第一次的に負う。当該義務が親子であることのもっとも基本的な法的効果であること。

4. 親権(ないし面会交流権)の権利としての特殊性

居所指定権といつても、子の自由意志に反して指定地に居住せしめる法的方法は存在せず(大判昭和13年3月9日)、懲戒権といつても、せいぜい民事刑事の違法性阻却事由となるだけである。親権の権利性は道徳ないし倫理と接近しており、国家権力による強制に馴染まない点で、近代的な法的権利として特殊である。

#### 第4 心理学ないし児童精神医学の視点

1. いわゆる片親引き離し症候群（Parental Alienation Syndrome 略称PAS）のようにすでに欧米で否定されているような理論を今さら導入しようとする愚が法律に携わる者においてすら行われている。
2. そして、現時点において、PAS以外にも、親との面会が直ちに子の福祉に適うとの結論を基礎付ける理論は存在しない。
3. むしろ、児童精神医学の研究によれば、DV被害について子への深刻な影響を指摘する論考が一般化しつつある<sup>1</sup>。

#### 第5 一代理人としての個人的な感想

昨今の家裁実務においては、主として父親申立にかかる面会交流事件の事件数の驚異的な伸びに比例し（家裁月報64巻7号 細矢論文）《9頁以下》、面会交流事件についても、一定の期間内には一定の解決を得るよう求められる傾向があるように感じられる。これを要件事実に表現すれば、非監護親において親であることを請求原因事実として主張さえすれば、面会を行うことが不相当であると考えられる特段の事情を監護親が抗弁事実として主張立証しない限り、非監護親に面会交流権が発生するような構成をあたかも暗黙の前提として採用しているかのように理解される運用が一般化している。

しかしながら、そもそも平成23年の民法（766条）の改正にも拘わらず、我が国の法制上面会交流権を権利として規定する明文の規定は存在せず、同時に、これを単純に非監護親の権利と構成する法理もおよそ通説とはいえない。改正民法766条1項が規定し、前提とするように、面会交流が「子の利益を最も優先して」考えられなければならないとしても、そのことは、直ちに親子の交流が子の利益にもっとも合致するということを論理的ないし科学的に意味しない。親であっても、子との交流が子の利益に合致するかしないかは個々の事案ごとに、かつ、個々の時点ごとに考えられる事柄であって、上記法文は以上の理解を前提としているのではないか。 以上

---

1 この点、前述のジュディス・ウォラースタイン（Judith S. Wallerstein）が、両親が別居し、離婚の申立をしたばかりの60家族、131人の子らについて25年間にわたって追跡調査を行った研究が有名であるが（書籍「それでも僕は生きていく」）、家庭内暴力を伴う離婚に巻き込まれた事案の子らについて《157頁以下》、幼い日に目撃した父親の母親に対する暴力のイメージが両親の離婚後「何十年を経っても消えなかった」ことが多くの実例について報告されている《160頁, 241以下》。昨年我が国で行われた実証的な研究においても（東京医科歯科大学教授 加茂登志子「DV被害母子家庭における認知特性に関する調査」）、DV被害によって被害者とその子には様々な心身の健康障害が引き起こされることが客観的に証明されている。